

子どもの自尊感情と意思を尊重し、その子どもの気持ちに寄り添って考える。親は強い決意で「子どもの安全・安心は絶対守る」という姿勢を貫く。

②周りの子がいじめにあっている場合

いじめを受けている子どもを目撃した場合、自らがいじめを受けていないとしても、目撃したことにより傷ついていることも多い。そのため、その親はわが子の心情を受け止めながら、ともに解決に向けた手立てを子どもと一緒に考える。

③いじめている場合

対話の時間を取って子どもと向きあい、「どうして、いじめをしてしまったか。」を話し合い、その心情を受け止める。そのうえで、いじめ行為は許されないことを子どもに示す。子どもが、自分が行った行為の意味（相手の子どもの心身を傷つけてしまったこと）に気付けるように根気強く対話を続ける。

子どもに自分の行為の意味とともに、いじめをしない強い気持ちをもたせる。

8 地域の果たす役割

児童を地域全体で見守ることができよう様々な場を通じて、大人と子どもが関わりをもつようにする。また、その関わりを通して、子どもたちの豊かな情操や道徳性、他人とのコミュニケーション能力を育成する。

①地域活動（自治会行事、地域清掃、ラジオ体操等）、スポーツレクリエーション活動（スポーツ少年団、瑞穂総合クラブ、サークル等）、子育て応援活動（見守り活動、PTA活動、家庭教育学級等）、あいさつ運動など、子どもと大人が関わる場づくりを推進する。

②学校や保護者だけでは目の届かない通学時や地域行事などの場において、地域の連携により子どもと関わり見守る。

③関係者、関係機関との連携

- ・民生児童委員との情報交流
- ・学校運営協議会委員の活用

(1) いじめの早期発見

地域の子どもと日頃からあいさつを交わして顔見知りになる等、登下校時や遊んでいる子どもの見守りや声かけの活動を行う。そうした中で、いじめが疑われる場合には、関係諸機関などに情報提供を行う。

9 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びそれに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

①いじめの早期発見の取組に関すること

②いじめの再発を防止するための取組に関すること

10 個人情報等の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、調査資料の一つとして、アンケート調査等が資料として必要となることから、5年間保存する。